

書面の改定履歴

ウィブル証券株式会社

■改定日：2025年10月18日

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
<p>第2章 振込先指定方式</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第22条 指定預金口座への振込の取扱いを廃止される場合、又は指定預貯金口座を編超すされる場合は速やかに所定の方法により当社までお届出ください。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>第3章 注文の受託</p> <p>(受注できない場合)</p> <p>第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、当該売買注文の受託をいたしません。なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① お客様の売買注文が、第7条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき</p> <p>② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定めに反して当社に支払うべき不足額があるとき</p> <p>(③～⑨省略)</p>	<p>第2章 振込先指定方式</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第22条 指定預金口座への振込の取扱いを廃止される場合は速やかに所定の方法により当社までお届出ください。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>第3章 注文の受託</p> <p>(受注できない場合)</p> <p>第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、当該売買注文の受託をいたしません。なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① お客様の売買注文が、第7条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき</p> <p>② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定めに反して、お客様による本サービスの利用のために開設された口座（以下「本口座」といいます。）において当社に支払うべき不足額があるとき</p> <p>(③～⑨省略)</p> <p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・通番変更・微細な日本語表記の見直し

書面名：保護預かり約款	
改定前	改定後
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。</p>
書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
<p>(新株予約権等其の他の権利の処理)</p> <p>第8条 (新設)</p> <p><u>寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいい</u></p>	<p>(コーポレート・アクション発生時の取扱い及び権利の処理等)</p> <p>第8条 <u>寄託証券等について、株式併合、株式分割、株式移転、株式交換その他の組織再編成、新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。）の発行等の株主の地位に重大な変化を及ぼす事実（以下「コーポレート・アクション」といいます。）が行われた場合、当社が定める期間、お客様による当該銘柄及び当該コーポレート・アクションにより新たに割当てを受ける銘柄の取引が制限されることがあります。</u></p> <p>2 <u>前項にいうコーポレート・アクションが行われる場合及び行われた場合の権利の</u></p>

ます。以下同じ。) その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

① 株式併合（合併）、発行会社の倒産、スピンオフ、上場廃止、I S I N番号変更、発行会社の商号変更、ライツ・イッシュ（新株予約権等）が付与される場合は、お客様は当該権利を行使することはできません。次のイ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ. 上記のコーポレイト・アクションについては、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。ただし、反対売買が行えない場合があります。

ロ. 上記のコーポレイト・アクションについて、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合（及び反対売買が行えない場合）には、お客様の権利行使が行われていない状態のまま、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有する者を含みます。）により割り当てられた新株式は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に支払います。

ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。前号に掲げたコーポレイト・アクション以外のコーポレイト・アクション（テンダー・オ

処理は、次の各号に定めるところによります。

① コーポレート・アクションが行われる場合、当社が定める期間が満了するまで、お客様は当該コーポレイト・アクションに関して生じる権利を行使することはできず、コーポレイト・アクションの対象となる銘柄は引き続き、現地保管機関において保管又は管理が行われます。

（削 除）

（削 除）

② コーポレート・アクションにより新たに生じる外国株券等（以下「新株式」といいます。）は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に割り当てられます。

ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。コーポレイト・アクションが実施される場合、お客様にて当社からの通知により又は当社のホー

ファーを含みますが、これに限りません。)が実施される場合、お客様にて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくことになりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。したがって、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、小数点第6位以下の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、当社が任意で売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ、又は当社より顧客に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

④ (省略)

⑤ 第1号イ、第2号及び第3号により

ムページにおいて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくことになりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。したがって、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて売却を行うものとします。当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて売却が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の外国株券等が分配される場合は、決済会社が当該分配される外国株券等の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される外国株券等を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、小数点第6位以下の端数の外国株券等及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される外国株券等は、当社が任意で売却処分し、当該売却代金について、株式事務取扱機関を通じ、又は当社よりお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該分配される外国株券等又は外国株券等の売却代金は受領できないものとします。

④ (現行どおり)

⑤ 第2号及び第3号により売却処分し

<p>売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理します。</p> <p>⑥ <u>第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる場合において、源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。</u>円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。</p>	<p>た代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理します。</p> <p>⑥ <u>第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において源泉徴収税等が課せられる場合において、源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。</u>円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。</p>
書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
<p>(禁止事項及び利用停止)</p> <p>第25条 お客様は、お客様が<u>本取引</u>において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p>	<p>(禁止事項及び利用停止)</p> <p>第25条 お客様は、お客様が<u>本サービス</u>において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p>
書面名：外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款	
改定前	改定後
<p>(第14条新設)</p>	<p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p><u>第14条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、</u></p>

口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課

	<p><u>せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u> <p>その他軽微な日本語表記の見直し</p>
--	--

書面名：株式等振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
<p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないとも同様とします。</p> <p>(①～⑤省略)</p> <p>⑥ お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦ お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないとも同様とします。</p> <p>(①～⑤省略)</p> <p>⑥ お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦ お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(以下省略)</p>

その他条文番号変更	
書面名：投資信託受益権振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>9. 投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>
書面名：振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>10. 振替決済口座管理約款</u>
書面名：一般債振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>11. 一般債振替決済口座管理約款</u>
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
<p>【別紙】</p> <p>手数料一覧</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 外国株式委託手数料</p> <p>((1) 及び(2)省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>【別紙】</p> <p>手数料一覧</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 外国株式委託手数料</p> <p>((1) 及び(2)省略)</p> <p><u>(3) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と</u> <u>単元未満株分が約定する場合は、当該約</u> <u>定を一つの約定として上記委託手数料を</u> <u>徴収いたします。</u></p>
書面名：内部者登録制度について	
改定前	改定後
	軽微な日本語表記の見直し

書面名：外国P E P sに関する説明書	
<p>【ご参考】外国P E P sに該当する方 (1. 及び2. 省略)</p> <p>3. 上記1又は2にあたる方の家族 上記1又は2に掲げる配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、<u>配偶者の兄弟姉妹</u>、配偶者の父母又は実子以外の子 (以下省略)</p>	<p>【ご参考】外国P E P sに該当する方 (1. 及び2. 省略)</p> <p>3. 上記1又は2にあたる方の家族 上記1又は2に掲げる配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子 (以下省略)</p>
書面名：重要情報シート（金融事業者編）	
	<p>2. 取扱商品（当社がお客様に提供できる金融商品の種類は次のとおりです） これら以外の商品欄に米ドル建て投資信託を追加</p>

以上